

D V防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律）の改正と社会環境の整備を求める意見書

2001年10月DV防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律）施行以来、DVは犯罪行為であると認知されるに至り、各地域でDVに関する相談件数の増加や、行政に支援を求める声が高まっている。

しかし、現状では各自治体の公的支援は財政面でも制度面でも不十分なものと言わざるを得ない。

女性が自立して生活できる社会制度がなければ、保護命令により一時的に暴力から逃げて、暴力を断ち切ることはできない。また被害当事者が精神的に回復し、自立していくまでには長い時間が必要である。

DV家庭で恒常的に暴力にさらされる子どもたちや高齢・障がい・外国籍など複合した問題を持つ被害当事者へのサポート不足も指摘されている。

被害当事者の人権を守り、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現を求める立場から、DV防止法改正にあたり、本市議会は、政府に対し、以下の事項を要請する。

- 1 『一時保護から生活再建へ』、被害者の自立支援策を公的責任として明確にすること。
- 2 被害者支援の制約となっている関連法（住民基本台帳法、健康保険法、年金法、学校教育法、生活保護法、外国人登録法、出入国管理法）についても見直しをすること。
- 3 被害者の子どもたちが健やかに生活していける環境と相談体制を確保すること。
- 4 保護命令の対象や期間、範囲などを実態に即したものとし手続きを簡略化すること。
- 5 高齢者、障がい者、外国籍住民などDVと複合した問題をもつ被害者の人権に配慮し、セーフティネットとして機能する制度をつくること。
- 6 都道府県と市区町村の役割分担を明確にし、全国均一な制度適用を図ること。
- 7 自治体及び民間支援団体への財政支援を明確にすること。
- 8 被害当事者と実際に被害者に対応してきた現場の当事者の意見や要望を聞き、法改正に反映すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 6月30日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量